

## 2 認定

### ① 子どものための教育・保育給付認定

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用するには、鹿屋市へ申込書と必要書類を提出し、「**子どものための教育・保育給付認定**」（以下、1号認定、2号認定、3号認定という。）を受ける必要があります。※条件を満たす場合のみ認定しますので、必ず認定されるものではありません。

認定区分	認定の条件	利用可能施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望する場合	・認定こども園（教育） ・幼稚園
2号認定	満3歳以上で保育の必要性があり、保育を希望する場合	・認可保育所 ・認定こども園（保育）
3号認定	満3歳未満で保育の必要性があり、保育を希望する場合	・認可保育所 ・認定こども園（保育） ・地域型保育事業所

### ② 子育てのための施設等利用給付認定

幼稚園や認可外保育施設、認定こども園の預かり保育を利用する方で、鹿屋市へ申込書と必要書類を提出し、「**子育てのための施設等利用給付認定**」（以下、新1号認定、新2号認定、新3号認定という。）を受けた方は、利用料の無償化の対象（※上限あり）となります。※条件を満たす場合のみ認定しますので、必ず認定されるものではありません。

※新2号認定の対象になるのは、満3歳を迎えた次の4月1日からとなります。

認定区分	認定の条件	利用可能施設
新1号認定	満3歳以上である場合	・未移行幼稚園
新2号認定	3歳以上で保育の必要性がある場合	・未移行幼稚園
新3号認定	満3歳以上で保育の必要性があり、 市町村民税非課税世帯の場合	・認可外保育施設 ・認定こども園の預かり保育 等

## 3 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳～5歳児と市町村民税非課税世帯の0歳～2歳児の保育料は無償となりました。また、給食費のうち副食費（おかずやおやつの費用）については、世帯の市町村民税所得割額（以下、所得割額という。）やきょうだいの状況によって免除制度があります。詳細は、「4 保育料等」に記載してあります。

年齢	利用施設	利用料金の決定	認定区分	料金及び無償化等
0～2歳児  令和3年4月2日生 以降	認可保育所 認定こども園 (保育) 地域型 保育事業所	○保育料 市が決定  ○給食費 (主食費+副食費) 施設が決定	3号認定	○保育料 保護者負担  ○給食費 (主食費+副食費) ※保育料に含む
3～5歳児  平成30年4月2日生 ～ 令和3年4月1日生	認可保育所 認定こども園 (保育)		2号認定	○保育料：無償化  ○給食費 (主食費)：保護者負担 (副食費)：保護者負担

※保育料無償化の対象になるのは、満3歳を迎えた次の4月1日からとなります。